

椎の木

SHII-NO-KI

1

2020 新春号
No.183



写真提供：第1支部 鈴木 理志 氏

目黒の歳時記：氷川神社（目黒区大橋）「どんど焼き祭り」

どんど焼き祭りは、田圃や河原、神社で竹や木の棒でどんどやという櫓を組み、お守りや破魔矢、書初めやその他様々なものを持ってきて焼くもので、焼いたお餅、団子を食べると虫歯にならない、煙にあたると健康になる、灰は魔除け、厄除けの力があり、家の周りに撒くと良いとされています。

本来の意味は「お正月に歳神様をお迎えするために飾った門松や松飾りを正月の終わる小正月（1月15日）に焼いて、歳神様を空にお送りするものです。1年の「五穀豊穰 商売繁盛 家内安全 無病息災 子授け 子孫繁栄 厄払い」の願を込めた行事です。

※目黒法人会広報委員会では表紙用写真等を公募しています。次号は4月10日発行予定。

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。

法人会
消費税期限内納付
推進運動



司会…新年おめでとうございます。新年を迎え、川口目黒税務署長と青木目黒法人会長の新春対談を行います。私は司会の副会長（広報委員長）の磯部 暁です。

川口署長と青木会長に年頭のご挨拶をお願いします。

署長…新年、明けましておめでとうございます。昨年は、大変いろいろとお世話になりました。ありがとうございます。今年も引き続きよろしくお願いいたします。

会長…年頭にあたり、会員の皆様、会員ご企業の社員の皆様は新年のお慶びを申し上げます。私たちの目黒法人会は、公益社団法人として10年目を迎えます。ひとえに目黒税務署をはじめ会員の皆様のご支援、ご理解のお陰であります。心より御礼申し上げます。本年も格別なるご厚情を宜しくお願い申し上げます。
司会…川口署長、新年を迎えての抱負をお願いします。

署長…仕事では、軽減税率制度の周知・広報、電子申告の利用促進でしょうか。軽減税率制度では、確定申告時に個人事業者の方からの相談が増えることも考えられますので、対応を十分に関係部門と協議していきたいと思っています。

電子申告では、昨年よりスマートフォンで申告できる幅が広がりました。スマホ申告はIDパスワード方式を選択すると大変便利ですので是非、利用していただけるよう周知、広報に努めたいと考えています。

私事では、着任当時に職員伝達した「やるべきことはきちんとやる」「何事にも基本に忠実に」を忘れずに、この一年を良い年にしていきたいと思っています。



司会…青木会長、新年の抱負をお願いします。

会長…今年は「子年」。ねずみは「ねずみ算」という言葉があるほど、「子孫繁栄」の象徴でもあります。

ます。株式市場にも「十二支占い」があり、『辰巳天上、牛尻下がり、未辛抱、申酉騒ぐ、亥笑い、亥固まる、子繁盛、牛は躰ぎ、寅は千里を走り、卯跳ねる』いうところから始まり、今年は「子年」ですので株価が上昇傾向の年と言われ、未来への大いなる可能性を感じさせます。

平成から令和を迎え、御代替わりによって、天皇陛下ご即位を国民が熱狂したラグビーワールドカップも全国各地で開催され、日本の対応が世界に好評価を受け、日本がひとつになつて大成功裏に終わりました。

しかし、昨年は各地で大きな災害が起き、ゆつくりと年始を過ごすことができない地域の方々を想いますと心が痛みます。

今年は、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催され、莫大な経済効果が期待されますが、開催後の景気の落ち込みにも不安を覚え、政府の景気対策、特に中小企業に向けて税金を有効活用し、中小企業が元気になるれば景気は回復しないことを今以上に考えてもらいたいと願い、その実行を期待いたします。

司会…お二人はお正月をどう過ごされましたか。

署長…年頭に家族で近くの二宮報徳神社にお参りに行きました。お正月の2日3日は、家の近くが箱根駅伝のコースとなつていたので沿道で応援しました。

援しました。各大学の監督から選手への掛け声を聞くと、これから新しい一年が始まる気がします。

会長…私は例年、年末年始は京都で過ごしていて、30日から3日まで京都に行っていました。知恩院からちよつと移動しますと、いろんなお寺の除夜の鐘の音が聞こえる場所、私の除夜の鐘を聞くポイントがあり、そこで毎年、年越しをしています。

また、31日は決まって食事をする料理屋さんで、年越しの料理を食べています。そして1日から3日まで、各お寺さんとかに新年のご挨拶に回ってきました。いつも行くのが上賀茂神社で、土鈴を買うのですが、今年は子年の年男です。その記念になる土鈴を買ってきました。

司会…川口署長のご出身地や子供の頃のお話をお聞かせ下さい。

署長…北海道釧路市出身で、高校卒業までいました。小学校の5年生頃からは本格的に野球に打ち込み、高校では硬式野球部に所属していました。選手として甲子園には出場できませんでしたが、先輩方は、自分が中学3年の時と高校1年の時に出場を果たしています。中学3年の時の先輩方は、開会式直後の1回戦で巨人の原監督がいた東海大相模高校と当たり5-0で負けました。高校1年の時には、甲子園の球場練習に参加できました。球場の広さと物凄い

暑さが記憶に残っています。
司会…青木会長はいかがでしたでしょうか。

会長…目黒区東山の生まれ、東山で育ち70余年になります。古い歴史を持つ地名が「東山」で、この「東山」の歴史を語る時に欠かすことができないのは、東山貝塚と旧駒沢練兵場です。東山貝塚は、明治の中ごろからその存在は知られていましたが、大正15年、土地区画整理の工事中に、縄文時代のタテ穴住居や土器、石器などの遺物が発見され、貝塚とともに「東山」の名が知れ渡ることとなりました。



旧駒沢練兵場は旧陸軍の近衛第一師団五千人の将兵が、千三百頭の軍馬とともにこの地で日夜訓練に励んでいたところで、現在の国家公務員住宅群や防衛庁などの広大な施設は、この練兵場跡に建設されたものです。

司会…川口署長、国税局に入られた動機、どのような仕事をされてきたかをお教えてください。

署長…近所の同級生から誘われたのがきっかけで受験しました。もし合格出来ていなければ、地元の釧路商工会議所に就職していました。

職場では現業系（調査事務）が長いですね。国税局の資料調査課・統括国税実査官等の調査開発事務に18年、税務署でも調査事務に11年従事しています。資料調査課では、複雑悪質困難な調査事案を担当していました。

司会…お二人の座右の銘をお教え下さい。

署長…あげるとすると「冷静沈着」ではないかと思えます。何事に対しても冷静に、平常心を失わずに対処しなければならぬと思っています。自分に足りないものの、「心と姿の冷静」が常に必要と感じております。

会長…「平常心是道」が座右の銘になるのですが、私の会社でも「私たちが築いているのは心です」として「心」という言葉を大事にしています。茶道でも「平常心是道」があるのですが、自分はこれをちよつと詰めてまして、色紙などに「心是道」と書くことが多いですね。

鹿児島に行ったときに、島津公の「思無邪（思い邪なし）」という言葉があつて、心正しく、邪悪の念がなく、心情をありのままに発露して、少しの飾り気もないという意味で、この思無邪（思い邪なし）を加えて、お話をしたり、

書いたりしています。

司会…お二人の趣味や休日の過ごし方、健康への心掛けを教えてください。

署長…休日は、妻と買物に出掛けるか、家でのんびりしています。大阪局への単身赴任の2年間は、健康に気を使わず、特に運動もしませんでしたので、6キロも体重が増え、人間ドックの数値も目に見えて悪化、生活指導を受けることになってしまいました。

最近週末に小田原の一夜城跡を経由して地球博物館の近くまで、約2時間のウォーキングをしています。

司会…会長はいかがでしょうか。

会長…趣味は古典芸能です。一つは落語で、蟲眞の噺家さんがいつぱいいますので、寄席やホール落語を聞きに行ったり、もう一つは、歌舞伎などの芸能を歌舞伎座や国立劇場などに観に行くことです。歌舞伎はなかなか難しいので、イヤホンを付けてガイドを聞きながら観ることになります。

あと一つは、これも古典に入ると思いますが、相撲です。東京場所、大阪場所、名古屋場所、九州場所についても、時間があれば行きますので、相撲ファンということですね。

また、明治から大正、昭和初期くらい古い建物を、日本各地、旅行

先で見えて歩くことです。古いものを見たい、記憶に留めておきたいというのも趣味の一つかなと思っています。

健康の話になると、スポーツはゴルフぐらいで、時間を見つけ、ゴルフをやりたいと思います。署長を見習って、休みの日に歩かないといけないと思っております。

司会…最近興味を持った事柄はございますか？

署長…最近というわけでもないですが、防災対策ですかね。昨年は台風や大雨の影響で相当な被害が発生しました。大阪局に単身赴任していた際にも、台風の影響で関西空港に大型貨物船が衝突するなどの被災があったので、家族・職場で何が出来るのか、対策と予防をもっと考えていかなければいけないと思います。私自身の住まいも海岸からすぐの所なので、未然防止対策等、より具体的に考えなければと思っています。
司会…青木会長はいかがでしょうか。



会長…防災対策は非常に難しく大変な問題で、その防災対策の相手が地震と台風だと思うんです。地震予測はなかなか難しく、いつ来るかわからない。首都直下で大きな被害が予想されています。毎年「30年以内何10パーセント」と確率がどんどん高まっています。台風は、進路がわかりますので、準備ができますが、これほど大きな被害が続いた年はなかったと思います。気候が熱帯・亜熱帯化しているのか、夏は冷夏で海の家が大変な思いをしたり、普通9月で打ち止めの台風が、10月にも関東を襲ってくる。私どもの会社の支店でも6mぐらいの敷地の入り口・ゲートがく字に折れて、道路の反対側の川の方まで飛んで行ってしまう考えられないことです。

地震は怖いし、思わぬ形で強い台風が来る、どうしたらいいのかと、家もそうですけど会社もそうなんです。私も建設会社ですから、お客様からSOSが来ていて、飛んで行かなければならないのですが、拠点である目黒の会社が無事だから、各地に応援に行けますが、会社の横の目黒川が溢れちゃったらどうにもなりません。風の被害、雨の被害、水の被害、これから日本全土が心配しなければいけないのが防災対策です。大変な時代になったものですよ。ね。

司会…令和2年の景気動向についてどうお考えでしょうか。

署長…消費税の税率引き上げの影響と隣国である韓国・中国との関係、訪日外国人によるインバウンドの数値がどうなるか気になるところです。今年は東京オリンピック・パラリンピックを控えているので、秋以降の動向を注視する必要があると考えます。

会長…今年の7月8月のオリンピック・パラリンピックまでは、外国人観光客、観戦客で賑わうと思います。それに伴う投資として、ビジネスホテル等の施設をどんどん造つてますし、国と都が広大な敷地に諸施設、オリンピック村も造る、オリンピック村は、終わったらマンションとして売り出され、それが市場に出てきたら大変な事になるだろうと思うんです。オリンピックが終わるまでは、景気はいいですが、世界的にオリンピック後は景気が冷えるのとおり、建設関係はかなり落ち込む可能性があります。また、2020年度後半は押し上げ効果の剥落から景気の停滞色が強まることは避けられず、消費増税対策の効果一巡がオリンピック終了と重なることで、景気の落ち込みを増幅するリスクがあることには注意が必要だと思います。

司会…目黒税務署に着任されてからの管内の印象はいかがでしょう。

署長…目黒署は、目黒区一区を管轄しております。自由が丘や中目黒駅周辺の活気のある街が多く、同時に

歴史や文化の街という気がします。各地域で開催するお祭り行事等に皆さんが積極的に参加されており、平和な街づくりを通じた地元愛を感じます。

司会…この半年間、目黒法人会の活動をご覧になつての印象・感想をお聞かせください。

署長…商工祭りや区民祭りをはじめとする区内のイベントで積極的に活動されており、特に夏の阿波踊りには大勢の方が参加され、目黒最大の「連」となるなど、各支部が地域とともに活発に活動されている会だという印象がございます。

また、租税教室や絵はがきコンクールに、多くの小学生が参加されているということで、税の啓発や租税教育という税務行政の根幹を支える活動をして頂いており、心より感謝しております。

司会…川口署長、これからの税務行政についてお考えをお教えてください。

署長…「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現すること」が国税庁の使命とされています。進むべき方向として「納税者の利便性の向上」「課税と徴収の効率化」を柱として、「スマート税務行政」に進化するのではないのでしょうか。

人でしかなできない調査・徴収の外部事務に人員を投入し、内部事務はAIやRPAなど、ICTをより

活用した合理化がなされていくと考えられます。

司会…e-Taxの普及についてお聞かせください。

署長…送信方法にID・パスワード方式を選択していただくと、従来必要だったカードリーダーが不要となるため、スマホやタブレットでの申告がしやすくなります。昨年10月よりe-Taxで相続税の申告も可能となりました。

納付手続もダイレクト納付やQRコードを利用したコンビニ納付が可能となり、いろいろと利便性が高まっておりますので是非、ご利用いただければと思います。

また、今年の4月以後開始する事業年度から法人の電子申告が義務化されます。世の流れを考えても、より一層、電子申告を推進していかなければならぬと考えます。

司会…目黒税務署ではe-Tax、消費税軽減税率制度に力を入れておられます。目黒法人会として、青木会長はe-Tax、消費税軽減税率





制度についてどのようにお考えでしょうか。

会長…会員企業、法人会に入っているだけの企業・法人に説明会を開催していただいて、我々はご協力をするといい形で、その周知を高めていきたいと思っています。一番難しいのはイートインですね。2%余分に払うよりは何も言わずに受け取って、イートインでの飲食があるかも知れませんが、消費税軽減税率制度は難しく慣れるまでに時間がかかるかと思いますが、我々は消費税、軽減税率制度についてご協力をしていきたいと思っています。

また、e-Taxについては、当初に比べてかなり取り組みやすくなったと思いますので、「取り組みやすくなった」ということを各法人、個人に伝えて、積極的に取り組んでいただけますように、e-Taxの普及に努めて参りたいと思っています。

司会…青木会長から目黒法人会として税務行政に対する要望をお聞かせください。

会長…法人税、源泉所得税、消費税等を含め、研修会、説明会の中で分かりやすくご指導いただければと思います。目黒法人会に入っていると、税法・税務の難解なものを解きほぐして聞く機会が多いことが法人会の一つのセールスポイントかと思っています。

消費税引上げによって税への関心もより高まっています。引上げによって増えた5兆円強の税収は社会の発展のために役立てられていきまします。私たちはその成果をしつかり見守りたいと考えています。税が社会の発展や困っている方を救うために役立ち、特に若い方の今後の活性化にもつながることを期待しています。これをひとつの契機として、健全な将来を支える税のビジョンにも結びつけられたらと考えています。

税に関する研修会、講習会、イベント等の積極的事業展開を図りますので、当局のご指導、ご支援のほど宜しくお願いいたします。

司会…目黒法人会への期待や要望があれば伺いいたします。

署長…税務行政の円滑な運営のためには、法人会の皆様からのご協力が必要不可欠です。目黒法人会は、税のオピニオンリーダーとして、各種研修会やセミナーの開催、租税教育や税に関する絵はがきコンクールの実施を通じて、納税道義の高揚や税の知識の普及活動に大変熱心に取り組んでいただき、税務署にとりましても、大変心強いパートナーであると感じております。

目黒区をいっしょに盛り上げていくためにも、管内の多くの企業が法人会に加入され、更に魅力ある組織として拡大されることを期待しております。

青木会長をはじめ、目黒法人会の皆様には、目黒税務署への一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

司会…目黒法人会の今後の事業活動についての展望を、青木会長に願います。

会長…目黒法人会としてのPR活動はもとより、将来の日本を担う若い子どもたちに、租税教室を通じて、「税とは何か」について理解を深めてもらい、絵はがきコンクールについても「絵で表す税」ということを、租税教育の一環として、推進していきたいと思っております。

法人会は1946年に設立され、70年以上の歴史を持つ経営者の組織

です。現在、全国で80万社の企業が加入しており、税についての見識を深め、納税の大切さなどを次の世代に伝えていく活動を会員のみならず、社会に貢献するための活動を続けています。

2025年には127万社が後継者未定の状況にあると見込まれています。スムーズな事業承継を阻む障壁の一つが、相続税のあり方です。非上場企業の経営者が保有する自社株式をどう引き継ぐかは大きな問題となつています。かねてから政府・政党等に対して、事業承継税制の拡充を要望してきました。2018年度には向こう10年間の特例措置がとられました。が、事業承継がいつそう円滑に進むよう、さらなる制度改正を求めていく方針です。

これからの税を基軸に持続可能な社会づくりを目指し、福祉や芸術文化などの面で社会貢献活動に励んでいきます。また、法人会会員各社はこの環境変化を乗り越えるために、新しい価値創造への挑戦を積極的に推進していきたいと考えています。

司会…川口署長、青木会長におかれましては、新年の大変お忙しい中、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。会員の皆様におかれましては今年が最良の年でありましますようご祈念申し上げ、新春対談を終わらせていただきます。

法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」まとまる

中小企業の活性化に資する税制措置を！

法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」が、9月18日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて提言活動を行っている。

さらに、全国41都道府県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な提言活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

Ⅰ 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する。政府のプライマリーバランス黒字化目標年度は2025年度であるが、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前（2022年より前）に黒字化目標を設定すべきである。

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要であるが、バラマキ政策となってはならない。

○政府は、2016年度から18

度の3年間で集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1・6兆円（社会保障費1・5兆円、その他0・1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○今般の消費税引き上げに伴って

本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が目前に迫っている。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できないことは、すでに指摘した通りである。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメ

3. 行政改革の徹底

スをどう入れるかが重要になる。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源の確保が必要である。

今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならないが、政府・議会が国民の要請に応えているとは言い難い。

○国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。

○国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

○軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同

制度の是非を含めて見直しが必要である。

○税率引き上げによる景気への影響を緩和する対策としてキャッシュレス決済へのポイント還元制度等も実施される。国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮を求める。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○平成28年度税制改正で法人実効税率「20%台」が実現（29・74%）したが、OECD（経済協力開発機構）加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。このため、国際競争力強化などの観点から、一般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものの適用件数の少

ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○「事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設」事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

○「相続税、贈与税の納税猶予制度の充実」

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、

事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

②特例制度を適用する場合、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化にとって極めて重要である。その際は地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進する上でもこの理念は極めて重要になる。

「ふるさと納税制度」にみられる返礼品やピール競争をみると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

地方交付税制度は国が地方の財源不足を保障する機能を有している

ことから、地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけではなく、自らの責任で行財政改革を進め、地方活性化策を企画・立案し実行していかなければならない。

Ⅳ 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhoinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——

目黒税務署からのお知らせ

令和元年分 所得税・贈与税・消費税（個人）の確定申告について

申告書作成会場 を

ベルサール渋谷ファースト に開設します。

※ 目黒税務署内に申告書作成・相談会場はありません！

期 間 : 令和2年2月17日（月）から3月16日（月）まで

※ 土、日及び祝日を除きます。

ただし、2月24日（月）及び3月1日（日）は開場します。

時 間 : 受付午前8時30分から午後4時まで（相談開始は午前9時15分）

所在地 : 渋谷区東1-2-20（住友不動産渋谷ファーストタワー2階）

※ 会場には駐車場及び駐輪場はありません。

パソコン・スマホで e-Tax 申告

従来のマイナンバーカードを利用する方法のほか、「ID・パスワード方式」により、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を e-Tax で送信（提出）ができます。

◎ 「ID・パスワード方式」とは？

税務署（ご自宅や勤務先のお近くなど、どちらの税務署でもOK）で職員と対面による本人確認を行った後にIDとパスワードを即日発行します。IDとパスワードがあれば、マイナンバーカードやICカードリーダライタがなくても e-Tax で送信（提出）ができます。

※ 運転免許証などの本人確認書類を持参

※ 確定申告期に限らずいつでも発行可能

スマホで
簡単申告！

◎ いつでもどこでもスマホで申告

給与所得者、年金収入や副業等の雑所得がある方は、ID・パスワード取得により、見やすいスマホ専用画面で申告書の作成・e-Tax での送信（提出）ができます。

確定申告

検索

申告と納付の期限

確定申告の区分	申告と納付の期限	口座振替日 (※振替納税を利用している場合)
所得税及び復興特別所得税	3月16日（月）	4月21日（火）
贈与税		ご利用できません
消費税及び地方消費税(個人事業者)	3月31日（火）	4月23日（木）

確定申告について詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）又は下記税務署にご確認ください。

目黒税務署 〒153-8633 目黒区中目黒5-27-16 TEL 03-3711-6251（代表）（自動音声案内）

おめでとうございます 令和元年度 納税表彰受彰の方々

目黒税務署主催の令和元年度納税表彰式が令和元年11月14日(木)に、目黒区総合庁舎大会議室にて厳粛に執り行なわれました。

目黒都税事務所長をはじめ目黒区長、目黒区内の主要団体の代表者のみなさまの臨席のもと、多年にわたる申告納税制度の普及発展と納税道

義の高揚、税知識の啓蒙に尽力され、円滑な税務行政の運営に貢献された功績により左記の方々に、川口目黒税務署長からそれぞれ署長表彰、署長感謝状が贈呈されました。

目黒税務署長表彰受彰者（順不同）

理事

後藤 栄太氏

ゼネラルボンド(株) 代表取締役

第6支部副支部長

黒澤 清和氏

(有)黒澤製作所 代表取締役

第12支部副支部長

加賀見 悌三氏

(株)好来堂 代表取締役

以上の方々の他に、納税貯蓄組合連合会から常任理事 鬼頭晴美氏、めぐろ青色申告会から支部班長 岩崎 正子氏、支部会計 石川 宏之氏、目黒酒販協議会から理事 土橋 彰氏が受彰されました。

目黒税務署長感謝状受彰者（順不同）

女性部会副部会長

角谷 直子氏

すみやセレモニ(株) 専務取締役

第6支部副支部長

中澤 英明氏

(株)目黒総合保険センター

代表取締役

第3支部副支部長

小幡 純也氏

(医)社団 桂由会 小幡歯科

常務理事

以上の方々の他に、めぐろ青色申告会から支部長 豊倉とし子氏、支部会計 高橋千代子氏、監事 湯浅清一氏、副支部長 佐熊とよ子氏、評議員 関克彦氏、目黒酒販協議会から理事 奥貫直氏が受彰されました。

東京都目黒都税事務所長感謝状受彰者



副会長
和泉田 勲氏
(株)レゾンコーポレーション
代表取締役

令和元年11月6日(木)に、目黒区総合庁舎において令和元年度東京都目黒都税事務所長感謝状贈呈式が執り行われました。多年にわたる東京都税務行政への功績に対し、目黒法人会から和泉田勲副会長が感謝状を受彰されました。



税に関する

受賞作品

公益社団法人
目黒法人会

令和元年度

絵はがきコンクール

公益社団法人目黒法人会では、区内の小学生を対象に、租税教育活動の一環として、わが国の将来を担う子供たちに税を正しく認識してもらおうとともに、図工学習にも貢献するため、「税に関する絵はがきコンクール」を開催しました。多くの児童の皆さんから応募いただいた作品の中から、厳正な審査によって選ばれた受賞作品と受賞者を発表いたします。

目黒法人会長賞



田道小学校 5年 松浦 理矩さん

目黒税務署長賞



田道小学校 5年 宮田 百々葉さん

目黒都税事務所長賞



東山小学校 6年 佐藤 海さん

目黒区教育委員会教育長賞



大岡山小学校 6年 松島 蓮さん

目黒区長賞



鷹番小学校 5年 大澤 莉子さん



目黒法人会税制税務委員長賞



油面小学校 6年 佐藤 秀太さん

目黒法人会女性部会長賞

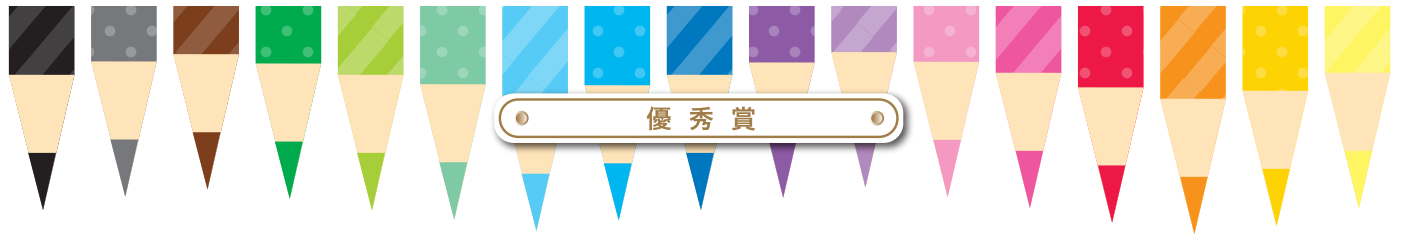


下目黒小学校 5年 佐伯 瑠南さん

目黒法人会青年部会長賞



宮前小学校 5年 和田 花香さん



八雲小学校 6年 田中 菜々実さん



菅刈小学校 6年 大場 未衣那さん



中目黒小学校 5年 本多すみれ子さん



大岡山小学校 6年 宮坂 一輝さん



烏森小学校 6年 毛呂 涼華さん



鷹番小学校 5年 犬塚 滯真さん



上目黒小学校 6年 長澤 美佳さん



烏森小学校 6年 佐藤 真央さん



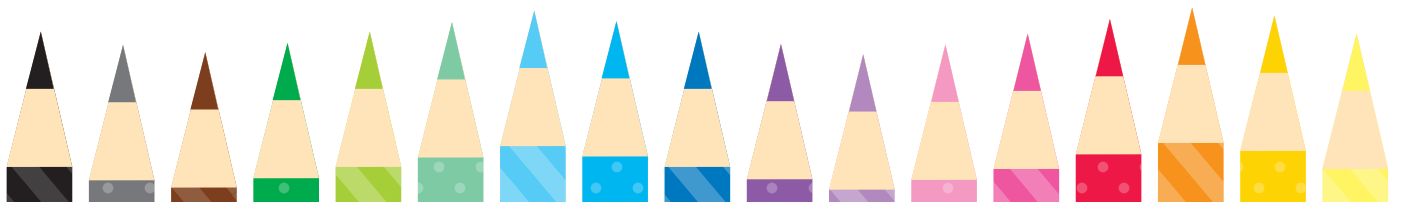
田道小学校 6年 大野 莉菜さん



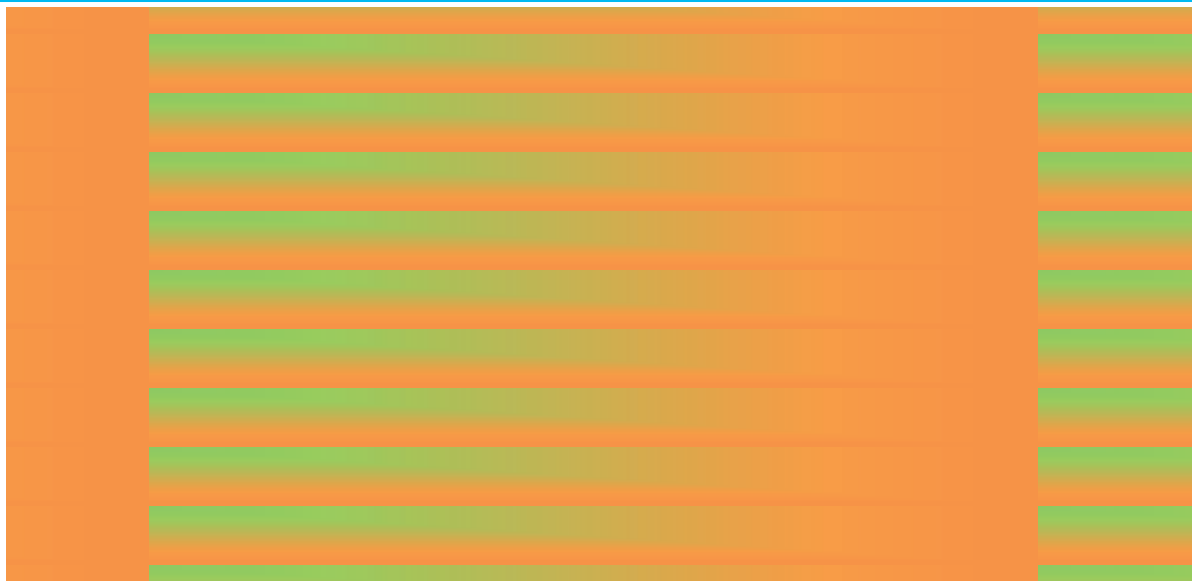
東根小学校 6年 安藤 凜生さん



東根小学校 6年 柳沼 佑輝さん



目黒都税事務所からのお知らせ



大法人の電子申告が義務化されます

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAX による提出が義務化されます。

その概要について、以下のとおりお知らせします。

■ 対象税目

法人事業税、特別法人事業税及び法人住民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の（1）及び（2）に掲げる内国法人をいいます。

- （1） 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- （2） 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類



● 詳細はこちらから

東京都主税局ホームページ

東京都 電子申告 義務化

検索

eLTAX ホームページ

エルタックス

検索

● 国税も同様に大法人の電子申告が義務化されます。詳細については、e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。

★ 詳しくは、目黒都税事務所 TEL 03-5722-9001（代表）まで ★

区役所だより

第4回 目黒シティラン ～健康マラソン大会～ が開催されました

令和元年11月24日(日)、第4回目黒シティラン～健康マラソン大会～が3,000人を超えるランナーを迎え開催されました。今年のスターターは、ラグビー界から松尾雄治さんを招き、協賛企業からは、株式会社ホリプロ所属の榎原郁恵さんが大会の応援に駆けつけてくださいました。天候は、あいにくの雨模様でしたが、スタートの号砲が鳴ると、多くのランナーが笑顔でスタートラインを駆け抜けていきました。

また、1,000人にのぼるボランティアの皆様、沿道で応援していただいた皆様、警察・消防等関係機関の皆様、協賛をいただいた企業・団体の皆様など、ご協力いただいた全ての皆様に厚く御礼申し上げます。

特に、目黒法人会様には大会への協賛をいただくとともに、第1回大会から引き続き、目黒シティラン実行委員会企画演出部会にて企画段階から携わっていただきましたことに改めて感謝申し上げます。

中目黒小学校内の記念撮影コーナーでは、会員の佐藤昌子様からお借りしたアテネオリンピックの聖火リレートーチを置かせていただき、ランナーからとても喜ばれ大会を盛り上げていただきました。このコーナーをスムーズに運営していただいた目黒法人会のボランティアの皆様に重ねて感謝申し上げます。



10 kmの部スタート



ランナーに声援を送る松尾雄治さんと榎原郁恵さん

目黒シティラン大会組織委員会 会長(目黒区長) 青木 英二
目黒シティラン実行委員会 委員長 藤岡 直彦

担当 オリンピック・パラリンピック推進課 電話：03-5722-9361

令和2年は、ふたつの選挙があります。 忘れずに投票しましょう。

選挙は、主権者として意見を政治に反映させることのできる最大の機会です。よりよい暮らしのために、あなたの大切な一票に思いを伝えましょう。

目黒区長選挙

投票日 4月19日(日) 投票時間 午前7時～午後8時
期日前投票期間 4月13日(月)～4月18日(土)

東京都知事選挙

投票日 7月5日(日) 投票時間 午前7時～午後8時
期日前投票期間 6月19日(金)～7月4日(土)

投票日当日に投票所へ行けなくても、期日前投票ができます。
期日前投票時間 午前8時30分～午後8時



問い合わせ先 目黒区選挙管理委員会事務局 電話：5722-9299

目黒区役所ホームページ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

健康エッセイ

自然の恵み と肥満



株式会社 jast
会長 安田 祥子

八百万の神々と環境

昨年は必ずしも平穏な一年ではありませんでした。災害による被害が様々な形で報道され、自然の前では人は実に非力なのだと感じたします。古くから衣食住の全てが自然の賜物であり、自然に生かされている命といった発想から八百万の神々が坐します日本という神話が誕生したと考えられます。私達ヒトはもうこれ以上自分たちの都合だけで環境を破壊せずに他の生命と共存し、八百万の神々が司る自然を敬愛する道を再び目指す必要に迫られていると思えます。

太りやすい日本人

飽食のつけは何処へ

飽食の時代と言われる日本では、自然の恵みが当たり前のように廃棄されています。そのつけは一体誰が支払うのでしょうか？日本人は太り続けていると言われています。厚生省の調査では約3人に1人が肥満の範疇に入っています。肥満の方は貫禄

があり、おおらかに見えますが、身体を構成する細胞達にとっては望ましくありません。私達はBMI（体重÷身長÷身長）という指標で自分が肥満か適正体重かを知ることができます。日本ではBMI25がその境界線です。実は日本人は肥満に弱く、BMI25を超えますと高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病に罹患するリスクが2倍になるそうです。

かつて食糧が乏しかった人類には、儉約遺伝子と呼ばれるシステムが内蔵されていて、飢餓に備えて余剰のエネルギーを脂肪として蓄えたり、消費エネルギーを抑制したりと生命維持に重要なシステムとしての役割を果たしていました。食糧が十分に入手できるようになった昨今でも、儉約遺伝子は機能しています。特にこの遺伝子に変異があると、1日に軽めのご飯1膳分に相当する2000kcal（7000kcalで脂肪1kg分）のエネルギーを儉約して身体にため込みます。あまり食べてないのに太る、というお話を聞くことがあります。この儉約エネルギーを1年に換算し

ますと10kg以上太りやすいということになります。こうした遺伝子の変異は世界的に見ても日本人に多く、34〜38%の方が該当するそうです。因みに1日に300kcalを浪費する遺伝子の変異もあるそうです。

身体の中の小さな風船 膨らんだ脂肪細胞

脂肪細胞は従来胎児期、幼児期、思春期に増加しそれ以降は増えないと考えられてきました。ところが、過食などによって脂肪細胞は増え続け、通常では体内に300億個程度の細胞が600億個、そして直径20倍まで膨らむそうです。パンパンに膨らんだ小さな風船（脂肪細胞）が600億個も体内にあると想像するのは気持ちのよいものではありません。脂肪細胞はホルモンや生理活性物質も放出します。中でもTNFαと呼ばれる物質は糖の取り込み経路を邪魔して糖質を血中に残してしまっています。すると膵臓がそれを感じてよりインスリンを多く出して筋肉などへ糖を取り込もうと励みます。フル活動が継続する膵臓はやがて疲弊して糖尿病を視野に入れる必要が出てきます。また、肥満した細胞が壊れると血液中に

DNAなどの断片が放出されます。こうした物質は異物として免疫細胞に認識され、排除するときには炎症を引き起こします。継続的な炎症はがんをはじめとする様々な病気の引き金になるため身体には不利な状況です。では余分な脂肪を減らすことができるのでしょうか？肥満に伴って起こる高血圧や高血糖、高脂血症は体重を1割落とすだけで劇的に改善するそうです。減量のためにスポーツジムに通ったり、糖質カットをしたりと努力なさっている方々もおられますが、細々と身体を動かす家事に精を出したり、腹八分目を意識したりすることでも一定の減量には成功します。

今年は子供の頃のように身体を動かし、周りの自然に目を輝かしながらその恵みを無駄に消費しないように心がけましょう。

「正月の子供に成りてみたき哉」

（小林一茶）

株式会社 jast
jast健康相談室
jastロイヤルクラブ
jastファーストクラブ

お問い合わせ
☎03-6265-0263
HP <http://www.jast1.jp>

公益社団法人 目黒法人会イベント情報

(どなたでも参加できます。お待ちしております。)

公益社団法人 目黒法人会では、各種セミナー・講演会・説明会を開催致しております。毎週水曜日は「研修の日」とし、下記以外にも随時開催しておりますので、公益社団法人 目黒法人会事務局（TEL：3712-9588）までお問合せください。

最新のイベント情報は、当会のホームページ（<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>）をご覧ください。

行 事	日 時	会 場	内 容
なんでも無料 個別相談会 ～一人で悩む前、 まず相談を～ (税務・会計・人事 労務・その他) (誰でも参加自由)	予約制ですので 事務局に連絡下さい 1月21日(火) 2月20日(木) 3月24日(火)	目黒法人会館 相談時間は1時間 ① 10時～11時 ② 11時～12時 ③ 13時～14時 ④ 14時～15時 ⑤ 15時～16時	・複数のお悩みをワンストップで解決 ①法人税務会計全般 ②税務セカンドオピニオン ③会社設立(後)支援 ④確定申告 ⑤税務調査対応 ⑥相続・贈与対策、申告サービス、資産承継 ⑦自社株評価 ⑧事業承継 ⑨M & A ⑩税務経理周りの業務合理化 ⑪人事労務問題全般 ⑫働き方改革対応 ⑬各種規定類の見直し ⑭総務人事周り業務合理化 ⑮その他、アウトソーシング等相談
インターネット セミナー	ご不明の場合は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	ご使用の パソコンから アクセス下さい	・目黒法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます (http://www.tohoren.or.jp/meguro/) ・会員以外の方もセミナーが無料で受講できます
新設法人説明会 (誰でも参加自由)	2月12日(水)13時30分 4月16日(木)13時30分 6月18日(木)13時30分	目黒税務署	新設法人対象(会員不問)税知識、会社設立に伴う税務手続きを親切に解説します
決算法人説明会 (誰でも参加自由)	1月17日(金)13時30分 2月13日(木)13時30分 3月19日(木)13時30分 4月17日(金)13時30分	目黒税務署 目黒税務署 目黒区民センター 目黒税務署	決算期を迎える法人対象(会員不問) 主に決算・申告の実務、法人税、消費税、印紙税、源泉所得税等を解説します。
租税教室 講師・アシスタント 養成研修会 (誰でも参加自由)	1月16日(木) 2月3日(月)	目黒法人会館 3階会議室	・租税教育の意義・目的について ・租税教室の進め方 ・講師・アシスタント養成のための実技体験 及び参加者互師指導等
新年賀詞交歓会	令和2年1月29日(水) 18時～	ホテル雅叙園 東京	新年を迎えるにあたり、目黒税務連絡協議会主催による「新年賀詞交歓会」
第1・2・3・4支部 合同講演会 (誰でも参加自由)	2月4日(火) 18時～19時30分頃	代官山 花壇	・演題：大規模災害時のリスクマネジメント ・講師：高橋 勝氏 MTRC 代表ならびに ティーベック(株)特別認定講師
青年部会 新春研修会 (誰でも参加自由)	2月5日(水) 18時～19時30分頃	めぐるパーシモン 小ホール	・演題：事業継承は突然に！ ・講師：大野 進司氏 (株)文明堂東京 代表取締役
経営者及び後継者 必聴セミナー (誰でも参加自由)	2月18日(火) 15時～17時	目黒法人会館	・演題：会社を守るために知っておくべき 経営者保証ガイドライン攻略法 ・講師：徳永 貴則氏 (株)スペースワン 代表取締役

※お申し込みは、事務局宛お願いします。

※他协会会员の方、会員以外に一般の方のご参加をお待ちしています。

FAX：3712-8829 TEL：3712-9588 E-mail: mg_info@tohoren.or.jp

セミナー・講演会・イベント・相談会参加申込書（コピーしてお使いください）

参加行事名	開催月日	参加者ご芳名	ご役職名・その他

お申込会社名：

TEL

FAX

お申込会社住所：

E-mail:

第8支部研修会「家族信託を考える」



開催：10月15日 場所：法人会館
講師：アミエル税理士法人 留目律氏

第1支部「こまばのまつり税PR」



開催：10月6日 場所：駒場野公園

源泉部会実務研修会「年末調整チェックポイント」他



開催：10月16日、24日 場所：法人会館
講師：目黒税務署源泉審理上席 榎本綾子氏

第10支部税務研修会「消費税引き上げへの対応」



開催：10月16日 場所：法人会館
講師：辻・本郷税理士法人 夏賀弘次氏

女性部会「目黒区地域福祉の集い」バザー



開催：10月26日 場所：中目黒GT広場

第2支部「東山貝塚まつり税PR」



開催：10月20日 場所：東山公園

「税を考える週間」税務講演会



第1部 税務署長講演会

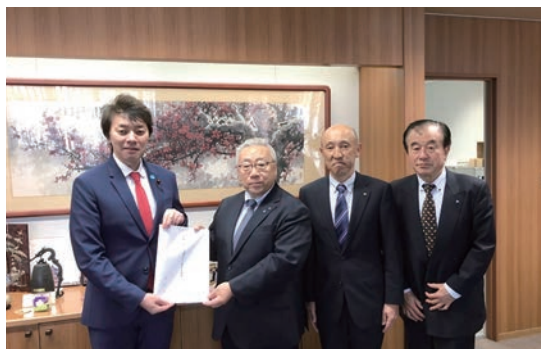
開催：11月12日 場所：目黒区総合庁舎大会議室
演題：「くらしを支える税」
講師：目黒税務署署長 川口桂司氏



第2部 税務落語鑑賞

開催：11月12日 場所：目黒区総合庁舎大会議室
演題：「落語で学ぶ相続・税金対策・資産活用」
講師：こころ亭久茶 師匠

「法人会令和2年度税制改正要望提言活動」



目黒区議会議員 宮澤宏行氏へ法人会税制改正要望書を提出
開催：11月14日 場所：目黒区議会



目黒区長 青木英二氏へ法人会税制改正要望書を提出
開催：11月14日 場所：目黒区長室

事業承継セミナー

「よく分かる！会社の継ぎ方、売り方、畳み方講座」



開催：11月20日 場所：法人会館
講師：ワイズ・パートナーズ税理士法人 小西孝幸 氏他

第10支部「健康増進レクリエーション・東京散歩」



開催：11月16日 場所：葛飾・柴又

女性部会「クリスマスリース作成講習会」



開催：11月22日 場所：法人会館
講師：(有)彩花 片山ひよし 氏

税を知る仲間づくり交流会

「税理士が見つけた”設立後初めての決算事例”」



開催：11月21日 場所：代官山花壇
講師：辻・本郷税理士法人 夏賀弘次 氏



第8・9・10支部（協力：女性部会）合同講演会
「プロスポーツで地域が元気になる！
～地域に根ざすもう一つのプロ野球～」



開催：11月29日 場所：野村證券自由が丘支店
講師：ジャパン・ベースボール・マーケティング 村山 哲二氏

第4支部 防災講習会 「激増する自然災害に備える」



開催：11月27日 場所：法人会館
講師：AIG 損害保険(株) 早川 究氏

第7回 税に関する絵はがきコンクール・第3回 税に関する標語コンクール 表彰式



開催：12月19日 場所：目黒税務署

編集後記

明けましておめでとございます。
本年も広報「椎の木」よろしくお願いたします。
昭和で生まれ、平成が終わり、令和の時代となりました。それぞれの時代を希望をもって生きてきました。まだまだ人生これから！令和の時代も夢と希望をもって毎日過ごして、生きたいものです。

羽柴 康行

編集子

「亀は万年」
(卒寿を迎えたピアニスト)

新年ということでおめでたい話題、ご長寿について、私の仕事（映像、イベントの企画・制作）に絡めて、書かせて頂きたいと思っています。

さて皆様、昨年12月12日に卒寿（90歳）を迎えた現役のミュージシャンがいることをご存知でしょうか？その人こそ、日本が世界に誇るジャズ・ピアニスト秋吉敏子さんです。

秋吉さんは、昭和4年（1929）満州、現在の中国東北部で生まれました。父は実業家で謡曲を嗜む趣味人、母は大の音楽好き、3人の姉はいずれも女学校に進むという、当時としては恵まれた家庭環境でした。小学一年でピアノを習い始め、将来はドイツへの音楽留学を夢見ていました。しかし、昭和12年（1937）の日中戦争（支那事変）、そして4年後の太平洋戦争により、運命は大きく変わります。

一家が日本へ引き揚げられたのは、

終戦の翌年、昭和21年（1946）の夏、秋吉さん16歳の時でした。帰国後は両親の故郷に近い、別府で暮らしますが、「引揚者」に対する世間の目は冷たく、満州で全財産を失った父は失意からなかなか立ち直れず、すぐ上の姉は結婚を思いと断れず、日々が続いていました。そんなある日、秋吉さんは繁華街にあるダンスホールの入口で一枚の貼り紙を目にします。そこには「ピアニスト募集」と書かれていました。ここから世界のトシコ・アキヨシへと昇りつめるサクセスストーリーが始まるのです。が、長くなるので端折ります。

現在もニューヨークを拠点に音楽活動の続け、年齢を感じさせない、熱の入った演奏を披露しています。私は昨年4月の来日時、秋吉さんに戦中・戦後の体験についてインタビュー撮影をさせて頂き、その映像は西新宿の「平和祈念展示資料館」（新宿住友ビル33階）という施設で、昨年9月と11月に上映されました。（本年も再上映が予定されています）ちなみに、秋吉敏子さんの名字は正式には「龜吉」、のぎへんに「亀」と書きます。昔から「亀は万年」と申しますが、皆様のご長寿を祈願し、結びとさせて頂きます。

在原 義男

切り取って、決算シールとしてお貼りください。



公益社団法人
目黒法人会会員



公益社団法人
目黒法人会会員

優秀な人材の確保・定着化に 東法連 特定退職金共済制度



従業員の退職金準備は

とく
特

たい
退

きょう
共



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ✓ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ✓ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ✓ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ✓ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965



資料請求・お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>

法人会会員のみなさまに

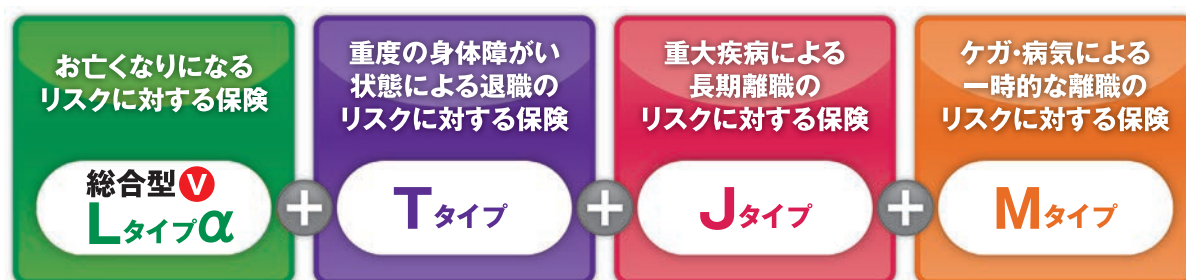
経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から**総合型V Lタイプα**を新発売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで設定いただけるようになりました。

新登場!
総合型V Lタイプα

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプα：大同生命の無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）と
AIG損保のベーシック傷害保険

Tタイプ：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

Jタイプ：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

Mタイプ：大同生命の無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

渋谷支社/東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F)
TEL 03-5489-6800

AIG AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL 03-6894-9110

F-2019-1009(2019年8月9日)
19-073022 2021-8